

## 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会。

## 男女共同参画社会基本法

## 札幌市男女共同参画推進条例

## ■ 基本理念（第一章 第3条）

- ・人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- ・制度及び慣行によって、直接的または間接的に差別されないこと
- ・政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の機会の確保
- ・家庭生活における活動と家庭以外のあらゆる分野での活動の両立
- ・生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

## ■ 市・市民・事業者の責務

（第一章 第4～6条）

## ■ 性別による権利侵害の禁止

（第一章 第7条）

## ■ 男女共同参画に関する基本的施策（第二章）

■ 札幌市男女共同参画審議会の設置（第三章）

女性活躍推進法

配偶者暴力防止法

困難女性支援法

## 第5次男女共同参画さっぽろプラン

計画期間：令和5年4月～令和10年3月（5年間）

## ■ 基本目標

- I 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成
- II あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり  
（女性活躍推進計画）
- III 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現  
（DV防止基本計画）（困難女性支援法に基づく基本計画）

総合調整

## 施策の実施

## 各部局

庁内複数の部局が、男女共同参画の視点を取り入れた様々な関連施策を実施。

- ・子ども未来局
- ・経済観光局
- ・保健福祉局
- ・各区
- ・教育委員会等

## 男女共同参画センター

「男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設」として、男女共同参画に関する各種事業やセミナーの開催、相談業務、活動や交流の支援を実施。



## 男女共同参画室

男女共同参画に関する施策の推進や施策の企画立案、事業の実施のほか、各部局で行われている関係施策の把握、総合調整を実施。

## 札幌市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する調査・審議を行う

施策の推進  
状況の報告施策の推進  
状況に対する  
意見施策の推進状況  
に対する意見施策の推進  
状況の報告

## 札幌市男女共同参画行政推進会議

## 【庁内会議】

本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、行政内部関連部局の連携を図るために設置。  
※副市長を委員長とし、関係局長で構成

- (1) 「男女共同参画さっぽろプラン」の推進に関する関係部局間の連絡調整及び方針の決定
- (2) 男女共同参画に関する総合的な調査、研究及び対策の企画立案
- (3) その他男女共同参画に関し必要な事項